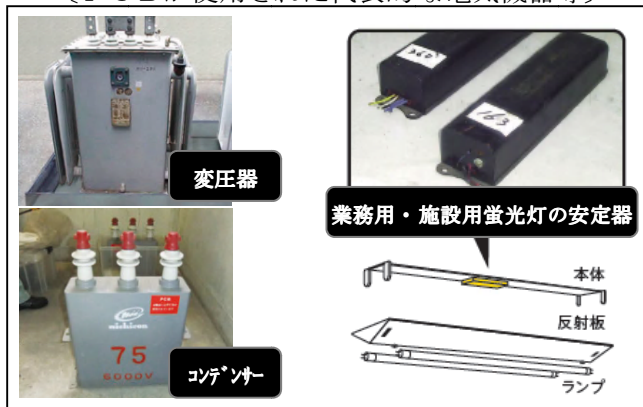


PCB廃棄物を保管している事業者は、法律が定める処分期間内にPCB廃棄物を処分することが義務付けられています。

PCB（ポリ塩化ビフェニル）とは

PCBは、電気絶縁性に優れているため、変圧器やコンデンサー、安定器等の電気機器の絶縁油として広く使用されましたが、有害であることが判明したため、現在は製造や新たな使用は禁止されています。

〔PCBが使用された代表的な電気機器等〕



PCB廃棄物の保管事業者の方へ

■保管及び処分の状況について、栃木県知事（または宇都宮市長）に毎年度届け出なければなりません。

■**法律で定める処分期間内に処分しなければなりません。**

高濃度PCB廃棄物の処分期間

変圧器・コンデンサー等：平成34年3月31日まで

安定器等：平成35年3月31日まで

※低濃度PCB廃棄物は平成39年3月31日まで

※処分期間を過ぎると行政処分の対象となる場合があります

お使いの電気機器や保管している廃棄物にPCBが含まれているか確認いただき、該当している場合は法律に基づく手続や処分をおこなってください。

【高濃度PCB廃棄物の処分委託先】

高濃度PCB廃棄物の処分委託先は、唯一、処分が可能な『中間貯蔵・環境安全事業（株）（通称：JESCO）』となります。

【中小企業等への軽減措置】

高濃度PCB廃棄物の処分費用のうち、中小企業者等は70%、個人は95%が軽減されます。

処分や軽減措置の問合せ先
JESCO PCB処理営業部
TEL：03-5765-1197

PCB廃棄物の処分や手続に係る情報をお知らせしています

〔栃木県〕<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d05/eco/haikibutsu/haikibutsu/pcb-top.html>

〔環境省〕<http://pcb-soukishori.env.go.jp/>

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/list/>（PCBが含まれている機器の情報を掲載）